



# 役場だより

令和5年3月1日発行  
宇治田原町建設環境課  
TEL (0774) 88-6639  
FAX (0774) 88-3231  
E-mail junkan@town.ujitawara.lg.jp  
URL <http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>

3月から4月にかけて、進学・就職・転勤等で引っ越しをされる方も多くなります。そのような中で、家電を処分したり、買い替えられる方も多くなるのではないのでしょうか。

そこで、お問い合わせの多い「家電リサイクル対象品の処分方法」についてまとめましたので、ご確認のうえ、適切なおみの分別にご協力をお願いいたします。

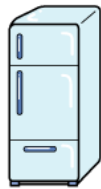
## 家電リサイクル対象品の処分方法

家電リサイクル対象品を処分する場合、家電リサイクル制度に従い、処分する必要があります（業務用を除く）。  
下記のフローチャートを参考に処分方法を確認してください。

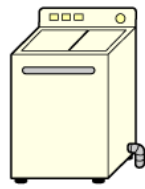
《家電リサイクル対象品の例》



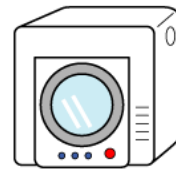
テレビ



冷蔵庫



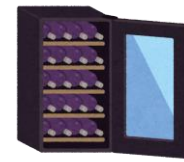
洗濯機



衣類乾燥機



エアコン



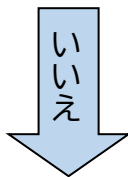
ワインセラー など

《処分方法》

新品と買い替える

はい

買い替えする店に引き取ってもらう

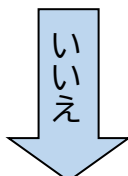


法律により販売店は引き取る義務がありますが、リサイクル料や引き取り料が必要な場合がありますので、販売店に確認してください

以前に購入した販売店がわかる

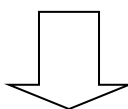
はい

購入した販売店に引き取ってもらう



家電リサイクルの手続き  
(リサイクル券を購入する)

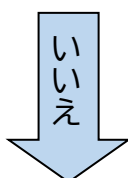
郵便局で対象品に応じたリサイクル券を購入する（金額はメーカーや機種、大きさ等で異なりますので、郵便局窓口で確認してください）



自分で運搬できる

はい

指定の処分場へ持ち込む  
《指定の処分場》嶋崎運送  
《住所》京都市伏見区横大路六反畑57-4  
《電話》075-604-6055  
※事前に電話をし、持ち込み可能な日時を確認してください



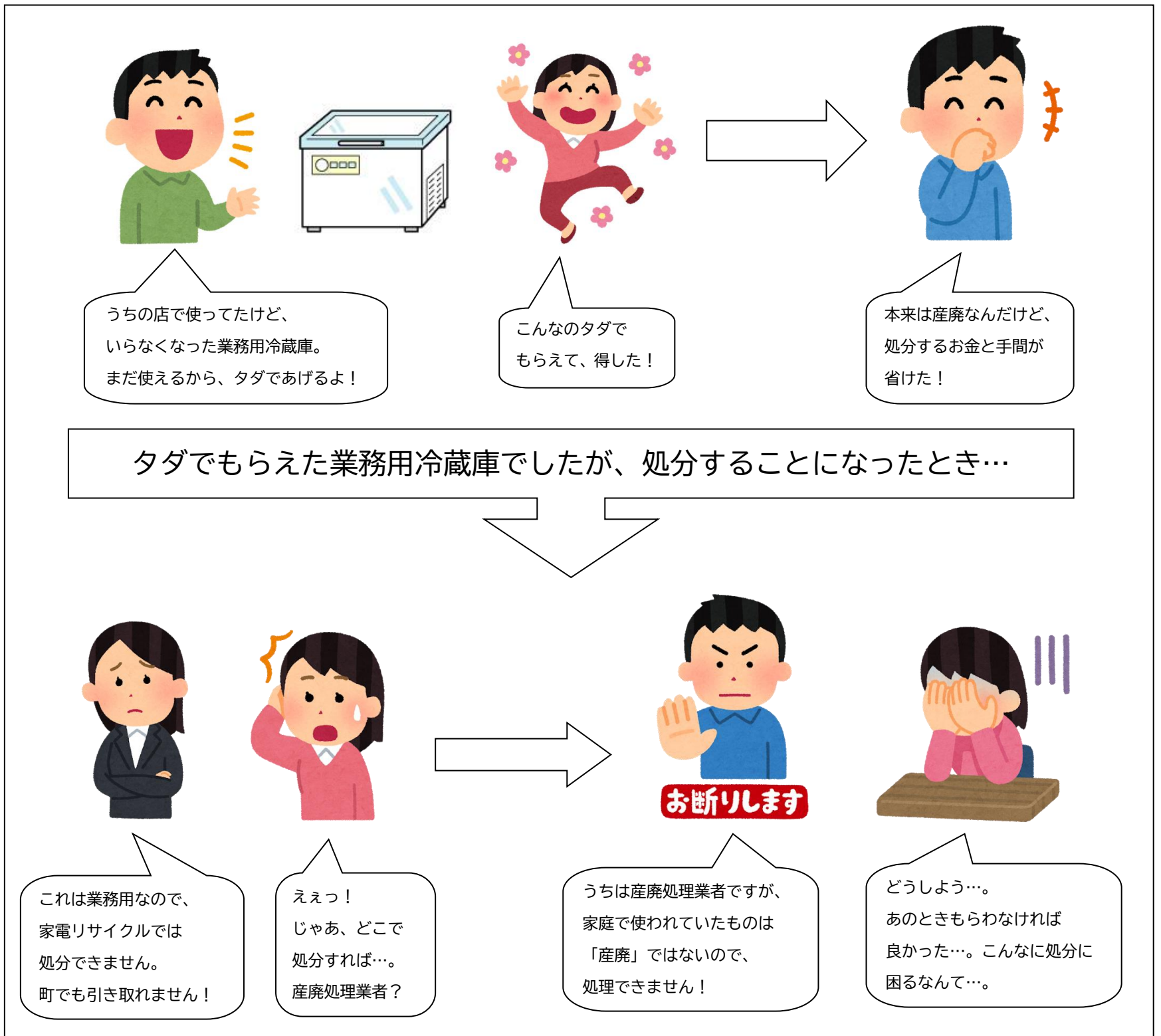
町に引き取りを依頼する（詳細は裏面参照）

## 《町に引き取りを依頼する場合》

- ①郵便局で対象品に応じた料金を支払い、リサイクル券を購入する
  - ②役場に引き取りを電話で依頼し、日時（引き取り可能日は平日午後4時以降）を調整する
  - ③処理手数料（1点につき3,000円）とリサイクル券、対象家電を職員に引き渡す
- ※対象家電は玄関先等に出しておいてください

その家電、譲ってもらう前によく考えましょう！

～業務用家電を個人が譲り受けた場合～



もっとも簡単な処分方法は、買い替え時や以前に購入した店舗に引き取ってもらうことです。家電リサイクル対象品などの不用品を適切に処分するためには、お金と手間がかかります。タダだからと他人から譲ってもらうと、いざ処分するときに高つく場合もあります。また、自分で処理できないからといって、安易に無料とうたう違法な「不用品回収業者」に渡してしまうと、高額の積込料などを不当に請求されたり、不法投棄に加担することになるかもしれませんので、そのような業者には渡さないでください。